８森推第691号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

令和８年10月30日

長野県知事　阿　部　守　一

1　赤坂池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

中野市大字穴田地籍の市道赤坂線と赤坂池堤体の交点を起点とし、同点から同町道と赤坂池の境界を南東進し、町道と赤坂池と農地の交点に至り、同点から赤坂池と農地の境界を南進し、赤坂池と農地と山林の交点に至り、同店から赤坂池と山林の境界を北西進し、赤坂池と赤坂池堤体の交点に至り、同点から赤坂池堤体を北東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約１ヘクタール）

(2) 存続期間

無期限

２　平井特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

佐久市根岸字五本木地籍の市道26-162号線と市道26-131号線との接点を起点とし、同点から同市道26-131号線を東進し、同市道と131林班と林班外の接線との接点に至り、同点から同接線を南進し、同接線と市道26-127号線との接点に至り、同点から同市道を南進し、同市道と市道26-108号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、同市道と市道26-171号線との接点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と旧佐久市と旧望月町の境界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、同境界と林道新林線との接点に至り、同点から同林道を北進し、同林道と東京電力高圧送電線（黒部幹線）との接点に至り、同点から同送電線を南東進し、同送電線と佐久市東立科2715番地界（別荘地界）との接点に至り、同点から同番地界（別荘地界）を東進し、同番地界と佐久市東立科2726番地界（別荘地界）との接点に至り、同点から同番地界を東進し、同番地界と別荘地内公衆用道路（別荘地界）との接点に至り、同点から同公衆用道路（別荘地界）を南進し、同公衆用道路と佐久市根岸4436-3番地界（別荘地界）との接点に至り、同点から同番地界（別荘地界）を南進し、東京電力高圧送電線黒部幹線との接点に至り、同点から同送電線を南東進し、同高圧送電線と佐久市根岸4489-7番地界(別荘地界)との接点に至り、同点

から同番地界を東進し、公衆用道路との接点に至り、同点から同道路を北東進し、市道 26-166 号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、市道 26-161 号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、市道 26-162 号線との接点に至り、同点から同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 140 ﾍｸﾀｰﾙ）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで

3　谷田上池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

佐久市協和字池之平地籍の通称谷田上池と農耕地の境界と市道西谷田 1 号線の接点を起点とし、同点から同池と同農耕地との境界を東進し、同池と山林の境界との接点に至り、同点から同池と同山林の境界を南進し、同池と原野の境界との接点に至り、同点から同池と同原野の境界を西進し、市道西谷田 1 号線との接点に至り、同点から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた区域（面積約 1 ﾍｸﾀｰﾙ）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで

4　上合ノ沢特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

佐久市協和地籍の望月カントリークラブの敷地一円の区域（面積約 46 ﾍｸﾀｰﾙ）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで

5　八千穂高原スキー場特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

南佐久郡佐久穂町八郡地籍の国道 299 号線と町道 2-210 号線との接点を起点とし、同点から同町道を東進し、更に南進し、同町道と町道 2-202 号線との接点に至り、同点から同町道 2-202 号線を南西進し、同町道と八千穂高原スキー場駐車場界との接点に至り、同点から同駐車場界を南東進し、同駐車場界と国道 299 号線との接点に至り、同点から標高 1,807.1 ﾒｰﾄﾙ標高点に至る尾根を南進し、同尾根と小海町と佐久穂町の町界との接点（標高 1,807.1 ﾒｰﾄﾙ標高点）に至り、同点から同町界を西進し、更に北西進し、同町界と大石川との接点に至り、同点から同川を北東進し、同川と国道 299 号線との接点に至り、同点から同国道を北東進し、更に北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 165 ﾍｸﾀｰﾙ）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで

6　原峠特定猟具禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上田市御所字原峠地籍の市道三好町原峠線と市道上田原 1 号線との交点を起点とし、同点から市道上田原 1 号線を東進して市有林 158 林班い小班と私有林 150 林班と小班との境界に至り、同点から同境界線(通称権現沢尾根)を南東進して市有林 158 林班い小班と私有林 150 林班と小班及びに小班との境界線との交点に至り、同点から通称扇平尾根を南進して市有林 150 林班い小班と私有林 150 林班に小班及びは小班との境界との交点に至り、同点から尾根を西進して市道東塩田 10 号線との交点に至り、 0 同点から民有林 159 林班い小班と市有林 158 林班い小班との境界を北西進して同境界と 159 林班い小班と私有林 152 林班ろ小班との境界との交点に至り、同点から市有林 158 林班い小班と私有林 152 林班ろ小班との境界線を北西進し境界標識 No.561 に至り、同点から 151 林班は小班と 158 林班い小班との境界線を北東進して東山尾根との接点に至り、同点から山道を北進して同山道と市道上田原 10 号線との交点に至り、同点から市道上田原 10 号線を東進して市道川辺町倉升線との交点に至り、同点から市道川辺町倉升線を北進して市道神畑原峠線との交点に至り、同点から市道神畑原峠線を東進して市道上田原 9 号線との交点に至り、同点から市道上田原 9 号線を北東進して同市道と 151 林班ろ小班と 151 林班い小班との境界線との接点に至り、同点から同境界線を南東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積約 58 ﾍｸﾀｰﾙ）

(2) 存続期間

令和８年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日まで

7　西海野特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

東御市大字和地籍の東御市道本海野曽根線としなの鉄道との接点を起点とし、同点から、しなの鉄道を西進し、上田市と東御市の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、笠石川との接点に至り、同点から同河川を北東進し、国道 18 号線との接点に至り、同点から同国道を東進し、東御市道和 4 号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、東御市道本海野曽根線との接点に至り、同点から同市道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 10 ﾍｸﾀｰﾙ）

(2) 存続期間

令和８年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日まで

8　東入特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

東御市大字和地籍の東御市道和 305 号線と東御市道和 306 号線との接点を起点とし、同点から同市道を北東進し、国有林と民有林の境界の接点に至り、同点から同境界を南進し、国有林上田事業第 22 林班と第 23 林班との接点に至り、同点から同境界を北東進し、東御市道田沢東入線との交点

に至り、同点から同境界を南東進し、大室山三角点(標高 1 , 146m)に至り、同点から民有林第 1002 林班と第 1008 林班との境界に通じる沢を南西進し、標高 1 , 010m 地点に至り、同点から同等高線を北西進し、東御市道 313 号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、民有林第 1002 林班り小班施業番号 2 番と同小班施業番号 4 番との境界の接点に至り、同点から同境界を北西進し、民有林第 1002 林班り小班施業番号 14 番との接点に至り、同点から同林班施業番号 14 番と農耕地との境界を北進し、東御市道和 310 号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 18 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和８年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日まで

9　乙事浦梨ため池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

諏訪郡富士見町乙事地籍にある町道 5725 号線と町道 4017 号線との接点を起点とし、同点から町道 4017 号線を西進し、町道 4019 号線との分岐点に至り、同点から町道 4019 号線を北進し、通称乙事浦梨ため池北側の畑との境界との接点に至り、同点から同池北側の山林との境界を東進し、さらに南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約１ヘクタール）

(2) 存続期間

令和８年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日まで

10　乙事百百（ずうずう）ため池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

諏訪郡富士見町乙事地籍の町道 4110 号線と通称乙事百百ため池西側の道との接点を起点とし、同点から同池西側の道路を北進し、町道 4113 号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、同池と山林との接点に至り、同点から同池と山林・原野・山林・畑との境界を南進し、町道 4110 号線に至り、同点から同町道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1ヘクタール)

(2) 存続期間

令和８年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日まで

11　上赤須特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

駒ケ根市大字中沢の主要地方道伊那生田飯田線と主要地方道駒ケ根長谷線との　交点を起点とし、同点から主要地方道伊那生田飯田線を南進し、駒ケ根市大字下平の小鍛冶大橋との接点に至り、同点から同主要地方道を南西進し、更に南進し、　更に西進し、同主要地方道と駒ケ根市道Ⅰ－8 吉瀬本線との接点に至り、同点から同市道を北進し、吉瀬橋との接点に至り、同点から同橋を北進し、更に同市道を　西進し、同市道と市道 1－740 号線との接点に至り、

同点から同市道を南東進し、　更に北東進し、同市道と市道 1－739 号との接点に至り、同点から同市道を北進し、更に西進し、同市道と市道 1－728 号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、同市道と市道 1－727 号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、同市道と 市道 1－729 号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、同市道と市道 1－723 号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、同市道と市道 1－867 号線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、更に北東進し、同市道と市道Ⅰ－9 小鍛冶線との接点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と市道Ⅰ－11 下街道　本線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、同市道と市道 4－17 号線との　接点に至り、同点から同市道を北西進し、更に北進し、同市道と主要地方道駒ケ根長谷線との接点に至り、同点から同主要地方道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。(面積約 203 ヘクタール)

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで

12　荒神山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

上伊那郡辰野町樋口地籍の天竜川左岸と町道 2227 号線の接点を起点とし、天竜川左岸を北東進し、同川と町道 2203 号線との交点に至り、同点から同町道を東南進し、同町道と県道与地辰野線との接点に至り、同点から同県道を南西進し、同県道と辰野町道 2227 号線との交点に至り、同点から同町道を西北進して起点に至る線で囲まれた一円の区域。(面積約 69 ヘクタール)

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで

13　木曽馬の里特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

木曽郡木曽町開田高原末川地籍の国道 361 号と町道 2-6 号線との接点を起点とし、同点から国道 361 号を北東進し、町道 1-1 号線との接点に至り、同点から同町道を南東進し、町道 2-4 号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、町道 2-6 号線との接点に至り、同点から同町道を北進し起点に至る一円の区域（面積約 89 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで

14　大桑村特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

木曽郡大桑村と上松町の境界とＪＲ中央西線との交点を起点とし、同点から同鉄道を南西進し、県道須原大桑（停）線との交点（第９仲仙道踏切）に至り、同点から同県道を南西進し、木曽郡大桑村道長野線との接点

に至り、同点から同村道を南西進し、木曽郡大桑村道弓矢下線との接点に至り、同点から同村道を西進し、国道１９号との接点に至り、同点から同国道を南西進し、木曽郡大桑村と木曽郡南木曽町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、国有林と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北進し、民有林１林班い小班と同林班と小班の境界の沢との交点に至り、同点から同沢を北西進し、国有林と民有林１林班は小班と同林班に小班との接点に至り、同点から民有林１林班は小班と同林班に小班との境界を北西進し、国有林と民有林との接点に至り、同点から同境界を東進し、飯盛沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、県道上松・南木曽線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、木曽郡大桑村道川北１号線との接点（阿寺橋右岸）に至り、同点から同村道を北東進し、中部北陸自然歩道との接点に至り、同点から同歩道を北東進し、大桑村と上松町との境界の交点に至り、同点から同境界を南東進し、起点に至る一円の区域（面積約 737 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで

15　生妻池特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

松本市大字中山地籍の生妻池管理道路と生妻池堤防道路との交点を起点とし、同点から同堤防道路を北西進し同堤防道路と森林界との交点に至り、同点から同森林界を南進し、更に南西進し更に西進し、更に北西進し、更に北進し、同森林界と主要地方道松本塩尻線との交点に至り同点から同県道を北西進し同県道と開成中学校通学路との交点に至り、同点から同通学路を東進し、更に南西進し、更に南東進し、同通学路と生妻池管理道路との交点に至り、同点から同管理道路を北東進し、更に東進し、更に南進し、更に南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積１２ha）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで

16　神明山特定猟具使用禁止区域（銃器に限る）

(1) 区域

東筑摩郡朝日村大字古見字芦ノ窪地籍の村道古見８号線の起点を基点とし、同点から同村道を北西進し、同村道と上井筋水路との交点に至り、同点から同水路を西進し、同水路と芦ノ池南尾根との交点に至り、同点から同尾根を北進し、東筑摩郡山形村と朝日村との村界の交点に至り、同点から同村界を南東進し、神明山を経てさらに南西進し同尾根と県道新田松本線との交点に至り、同点から同県道を西進して基点に至る線で囲まれた一

円の区域。（面積２２ha）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで

森林づくり推進課 鳥獣対策係